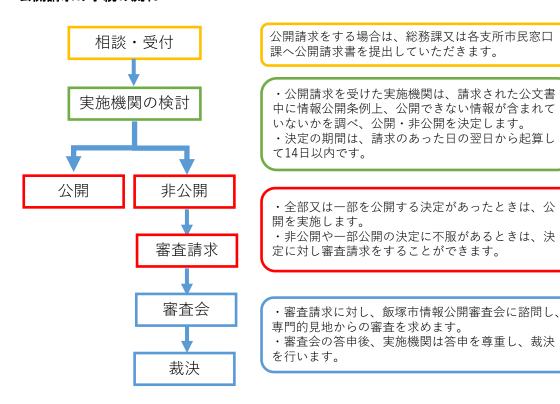
# 飯塚市情報公開制度の概要

### (1) 情報公開とは

公開請求に応じて市が管理する情報を公開する情報公開制度の充実とともに、情報の提供及び情報の公表並びに会議の公開等の施策を整備、充実することにより、市が保有し、又は保有すべき情報の公開を総合的に推進し、公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。(条例第1条)

## (2) 公開請求の手続の流れ



## (3) 公開請求できる人

どなたでも請求することができます。(条例第5条)

#### (4) 公開の請求窓口

公開の請求は、「情報公開請求書」に必要事項を記入して、本庁総務課又は各支所市民窓口課の窓口に提出します。公開請求書の提出方法は、窓口、郵便、信書便、メールにより申請します。(条例第6条第1項及び条例施行規則第3条第1項~第3項)

### (5) 公開・非公開の決定

- ◆公開請求の決定は、<u>請求のあった日の翌日から起算して 14 日以内</u>に行います。(条例第 12 条第 2 項)
- ◆市が保有する情報は<u>原則公開</u>(条例第 7 条)ですが、<mark>例外的に次に該当する情報は非公開</mark>となりま す。(条例第 8 条第 1 号~第 4 号)
  - ・特定の個人が識別されるもの
  - ・法人の正当な利益を害するおそれがあるもの
  - ・市の内部や国等との間での審議、協議、検討、調査研究等に関する情報で、公開することで、 国等との協力関係や信頼関係を著しく損なうもの

- ・市や国等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすもの
- 法令で公開することができないとされているもの

### (6) 請求に係る費用負担

情報公開に係る<u>手数料は無料</u>。ただし、<u>写しの交付や送付</u>を希望する場合には<u>実費相当の費用負</u> 担が必要となります。(条例第 27 条)

## (7) 公開・非公開の決定に不服がある場合

- ◆公開の決定等に不服があるときは、実施機関に対して行政不服審査法に基づく**審査請求をすることができます。**(条例第 19 条第 1 項)
- ◆審査請求があったときは、「飯塚市情報公開審査会」に諮問します。(条例第20条第2項)

### (8) 情報公開審査会

当該審査会は地方自治及び情報公開に関し識見を有する者で構成する市長の附属機関であり、実施機関からなされた諮問に対し、公平かつ専門的な立場から調査・審議を行ったうえで、答申を行います。(条例第22条第1項~第6項)

- ① 委員定数 5人以内
- ② 任期 4年
- ③ 諮問 市長は、審査請求があった日の翌日から又は実施機関から市長に対し諮問を求められた日の翌日から起算して14日以内に審査会に対し諮問する。
- ④ 答申 審査会は、諮問を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に市長に対し、調査審議結果を書面により答申しなければならない。